

岐阜市告示第139号

建築基準法による中間検査実施期間の延長について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成19年岐阜市告示第100号）の一部を次のように改正し、令和4年6月20日から適用する。

令和4年5月31日

岐阜市長 柴橋 正直

第2項中「15年間」を「18年間」に改める。

第5項第2号中「第6条の3第1項第2号」を「第6条の4第1項第2号」に改める。